

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	みえけんしまし	ふりがな	しましかつせいかけいかく
計画主体名	三重県志摩市	活性化計画名	志摩市活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度 ～ 令和6年度 令和3年度 ～ 令和3年度	総事業費（交付金）	67,980 千円（30,900 千円）
活性化計画目標	① 地域産物の販売額の販売額 19,300 千円増加 《内訳》 ・ JA 伊勢でのいちごの出荷（販売）額 18,100 千円増加（約 30%増加） ・ 整備する加工施設での加工品の販売額 1,200 千円増加（皆増） ② 新規整備施設の雇用者数 4 人/3 年 ③ 隼人芋購入農家 3 戸以上増加	事業活用活性化計画目標	① 地域産物の販売額の販売額 19,300 千円増加 《内訳》 ・ JA 伊勢でのいちごの出荷（販売）額 18,100 千円増加（約 30%増加） ・ 整備する加工施設での加工品の販売額 1,200 千円増加（皆増） ② 新規整備施設の雇用者数 4 人/3 年 ③ 隼人芋購入農家 3 戸以上増加

計画主体 確認の日付	令和3年 2月19日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		活性化計画の目標として、「志摩市の地域特性を活かした施設園芸作物であるいちごの産地強化を図り生産量の増加に対応するとともに、甘藷等農産物の加工促進のために施設整備を行うことで農

				業に関わる雇用の場を確保する。」としている。このことにより、地域産物の販売額の増加や雇用者数の増加を図り、ひいては地域の活性化のための定住促進につながっていくと考えており、国が策定する基本方針と適合するものと判断する。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画目標として、「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標として「地域産物の販売額の増加」及び「雇用者数の増加」を掲げており、これに添った形で地域の特産品であるいちごの産地強化及び地域の農産物を活用した加工品の製造を行うための施設整備に取り組むこととしており、対象事業の構成は妥当であると考ええる。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標として、「志摩市の地域特性を活かした施設園芸作物であるいちごの産地強化を図り生産量の増加に対応するとともに、甘藷等農産物の加工促進のために施設整備を行うことで農業に関わる雇用の場を確保する。」としている。一方、事業活用活性化計画目標として、「農林水産物等の販売・加工促進」を掲げており、両者の整合は取れていると判断する。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—		
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		令和２年度までの計画期間の第２次志摩市総合計画前期計画では、農林業の振興の基本方針に「農林業の振興と農業経営の安定を図るため、担い手の育成や支援体制の充実を図るとともに、農業生産基盤の整備を実施する。」とあり、また、令和３年度からの後期計画においても継続した方針に基づき、農業振興を実施する予定である。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		事業実施主体である株式会社ユナイトファームとの計画策定協議のなかで、社員をはじめとする地域住民と地域農業の現状の把握に努め、産地強化に向けた計画策定に努めている。

	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		事業実施主体である株式会社ユナイトファームや関係機関である三重県伊勢農林水産事務所及び伊勢志摩地域農業改良普及センター、また、伊勢農業協同組合との策定協議を行うなかで、女性社員、女性職員とも協議・相談等を行っており、努めて女性の意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		志摩市と事業実施主体である株式会社ユナイトファームを中心に推進体制が整備しており、事業の推進に向けて随時協議をしている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		活性化計画の目標として、「志摩市の地域特性を活かした施設園芸作物であるいちごの産地強化を図り生産量の増加に対応するとともに、甘藷等農産物の加工促進のために施設整備を行うことで農業に関わる雇用の場を確保する。」としている。併せて、事業活用活性化計画目標として、「農林水産物等の販売・加工促進」を掲げており、これらの目標に添った形で事業の組み立てが行われていると判断する。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は4年で、ガイドライン（3年から5年）に則している。また、実施期間は1年で、実施要領（5年以内）に則している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		事業用地は農地であり、取得・転用に際し志摩市農業委員会から農地法第5条の転用許可を受けている。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付限度額の範囲内となっている。 全体事業費：67,980,000 円 交付対象事業費：61,800,000 円 交付額算定交付率：0.5 交付限度額：61,800,000 円×0.5＝30,900,000 円

1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		農林地割合：56.6% 農林地面積（10,130ha）／本計画区域の総面積（17,894ha） ×100（%） 農林漁業従事者割合：9.2% 農林漁業従事者（2,204人（農業就業人口：467人、漁業人口：1,737人））／全就業者数（23,838人）×100（%） 活性化計画区域内には市街化区域は含まれていない。 市内全域を視野にいちごの産地強化及び甘藷等の加工推進を図ることで、地域における農業振興及び雇用の場の創設・確保につなげ、地域産業の活性化に取り組む。
------	----------------	---	--	---

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新築であり、他の助成を切り替えて実施するものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		建設予定の施設の設計等については、事業実施主体である株式会社ユナイトファームと地元の設計士とともに十分検討を重ね、安全性等を確保するものとなっているとともに、その後の検査体制も確保される見通しである。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づ	—		

	く基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○		集・出荷加工施設（鉄骨 12mm 厚） 31 年 食料品加工設備 10 年 プレハブ冷蔵庫・冷凍庫 7 年 で、耐用年数はおおむね 5 年以上の条件を満たす。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		費用対効果算定要領に基づき、 3 地域間交流効果（1）農林水産物販売促進効果 4 地域活性化効果（2）地域資源加工効果 4 地域活性化効果（5）就業機会増加効果 により算定を行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○		投資効率は、1.09 である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		実施要領第 2 活性化計画区域の要件 本計画区域は、市内全域が半島振興地域、有人離島である間崎島及び渡鹿野島が離島振興地域に指定されている。また、市内に市街化区域はない。 実施要領第 3 の 4 地域協議会の設置 志摩地域農産物産地強化推進協議会（仮称） 【構成員】

				・株式会社ユナイトファーム ・伊勢志摩地域農業改良普及センター ・伊勢農業協同組合 ・志摩市 実施要領第3の5 計画主体が指定した者 事業実施主体である株式会社ユナイトファームは志摩市が認定した認定農業者であり、計画主体である志摩市が、活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために真に必要であると認めたものである。 同法人は、資本金が3億円以下、従業員数が300人以下の法人であり、農山漁村の活性化に関する活動項目を約款で定めており、3名以上の構成員から成り立っている。また、3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムを設定している。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業実施主体は、株式会社ユナイトファームであり、個人に対する交付ではない。また、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		いちごの産地として近隣市の伊勢市が挙げられるが、集出荷施設として物理的に密集しているとは言えず、また、甘藷等加工施設についても志摩市及び鳥羽市の特産品であるが、過剰な施設整備の状況は見受けられず、適正な施設整備であると考えている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		いちご及び甘藷等農産物の生産量に応じた形で施設の規模を設定することで、雇用者数の配置を行うとともに、生産時期に合わせた形で集出荷作業及び加工作業を行うよう施設利用計画を作成し

				ている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		いちご及び甘藷等農産物の生産量に応じた形で施設の規模を設定しているとともに、生産地からの距離も考慮し、施設が有効に活用されるよう計画している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		産地のとしての衰退が危惧されるなか、JA 等関係機関や販売先とも連携の上、地域の特産品を守るべく、経営戦略等を組み立てている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		施設の使用に関しては、女性雇用者も想定しており、必要な配慮は実施する。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		必要最小限度の施設整備を行うため、株式会社ユナイトファームと設計士との間で設計協議を繰り返し、適切な規模の施設となっている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		投資効率を高めるため、株式会社ユナイトファームと設計士との間で設計協議を繰り返しており、外壁材・内部仕上げ等において建設・整備コストの削減に努める予定である。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		施設に配置する備品については、いちごの一時保管、甘藷やいちご、いちじく等の加工に必要な設備である。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		整備予定場所と農産物の生産場所は近接しており、農業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正であると考える。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		施設整備予定地は、実施主体である株式会社ユナイトファームの所有地である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		

2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○		加工施設及び集出荷施設の上限事業費は「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (2)」によるが、今回、施設で処理する農産物のいちご、いもともに設定がないため、本施設は上限事業費がないものと判断している。一方で、延べ床面積 1 m ² 当たりの上限事業費（29 万円以内）で積算しても本整備事業費と大きく乖離がないため、事業費としては妥当であると判断する。 ・本整備事業費：61,800,000 円（税抜） ・延べ床面積 1 m ² 当たりの上限事業費：57,710,000 円（税抜）
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○		整備施設は 199 m ² で、1,500 m ² 以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	—		
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分	○		事業費の調達について、株式会社ユナイトファームは補助金以外

	検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			の自主財源の確保にかかり、金融機関との間で融資協議を行い、資金調達計画を立てている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		計画主体である志摩市と事業実施主体である株式会社ユナイトファームとの間で、入札に関する事前協議を実施し、本整備事業を実施可能な市内に事務所・営業所を置く建築事業者で、かつ、株式会社ユナイトファームとの間でこれまで請負実績のある業者による指名競争入札を行うことで調整を行った。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		事業実施主体である株式会社ユナイトファームにおいて、整備後の施設の維持・管理を適切に実施することとしている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		事業実施主体である株式会社ユナイトファームにおいて収支計画を策定しているとともに、健全な事業運営を行っていくための経営診断も受けることとしている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他の事業への重複申請は予定していない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		生産物の集・出荷施設及び加工施設として整備を行う。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		地域の農産物の産地強化を図るとともに、農業に関わる雇用の場の創設・確保を目指しており、農山漁村の定住政策を進めることで地域の活性化に取り組むことを主目的としているため、本交付金の活用が適切であると判断している。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料	○		区分 1 0 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策。

	を提出すること。)			
--	-----------	--	--	--

- 注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。
- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
- 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。